算式

｛4,248千円×（A×B）＋1,312千円×（C×D）｝×0.036975

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A＋B）×α＋C×β＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［略］

α　0.78

β　1.82

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00724606）×0.75－（A×0.00360158）×0.75＋（A×0.00507224）×0.75－（A×0.00253612）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00273975）×0.75－（A×0.00136192）×0.75＋（A×0.00191782）×0.75－（A×0.00095891）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02154

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第33表（課税標準の特例の適用状況に関する調）の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（条例で定める割合による場合）」のうち「控除額」欄の額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法附則第11

算式

｛4,227千円×（A×B）＋1,348千円×（C×D）｝×0.036975

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A＋B）×α＋C×β＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.18（ただし、熊本県にあつては1.13）

β　1.28

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00687453）×0.75－（A×0.00342016）×0.75＋（A×0.00481222）×0.75－（A×0.00240611）×0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00278448）×0.75－（A×0.00138439）×0.75＋（A×0.00194914）×0.75－（A×0.00097457）×0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.01983

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額（以下この条において「課税標準額」という。）